

# 就園奨励費補助金について

平成 31 年 10 月より幼児教育無償化が予定されています。補助金支給の形も大幅に変更されると思われます。詳細は分かり次第お伝えいたします。

下記金額は前年度の実績額です。(平成 31 年度は未定)平成 31 年 9 月中までの目安としてください。

## お子様の就園奨励費補助金は以下の通りです。

私立幼稚園にお子様がお子様が在園しているご家庭を対象に、市町村民税額に応じて枚方市より就園奨励費補助金が支給されます。

### 表の見方

- ①「対象世帯確認票」でご家庭がどの世帯に該当するか確認してください。  
\* 市町村民税の所得割額がある世帯は「ア表」で【A】【B】【C】のどの区分になるか確認した後、「対象世帯確認票」に戻り、対象世帯を確認してください。
- ② 対象世帯が確認できましたら「イ表」で何人目の園児にあたるかをご確認の上、補助額を求めてください。
- ③ 就園奨励費補助金はその年度の入園料 + 保育料（12 ヶ月分）を上回った場合、入園料 + 保育料（12 ヶ月分）が補助額です。

### 対象世帯確認表



市町村民税の所得割額につきましてはご家庭の市町村民税決定通知書等でご確認下さい。

・生活保護世帯→ <b>イ表の①</b> へ	
・年間の市町村民税が非課税の世帯→ <b>イ表の①</b> へ	
・年間の市町村民税の所得割額が非課税の世帯→ <b>イ表の②</b> へ	
・年間の市町村民税の所得割額が非課税で、ひとり親世帯等→ <b>イ表の①</b> へ（添付書類が必要です。）	
・年間の市町村民税の所得割額がある世帯 → <b>ア表</b> へ	・ <b>ア表【A】</b> に入る世帯→ <b>イ表の③</b> へ
	・ <b>ア表【A】</b> に入る、ひとり親世帯等→ <b>イ表の②</b> へ（添付書類が必要です。）
	・ <b>ア表【B】</b> に入る世帯→ <b>イ表の④</b> へ
	・ <b>ア表【C】</b> に入る世帯→ <b>イ表の⑤</b> へ

### ア表（市町村民税の所得割額と扶養親族の区分）

	19 歳未満の扶養親族の数（合計）		市町村民税の所得割額		
	16 歳未満の数（園児本人含） 平成 14 年 1 月 2 日～ 平成 29 年 12 月 31 日生	16 歳以上 19 歳未満の数 平成 11 年 1 月 2 日～ 平成 14 年 1 月 1 日生	【A】	【B】	【C】
1 人	1 人	0 人	1 ～ 55,800	55,801 ～ 191,400	191,401 ～
2 人	1 人	1 人	1 ～ 66,900	66,901 ～ 198,600	198,601 ～
	2 人	0 人	1 ～ 77,100	77,101 ～ 211,200	211,201 ～
3 人	1 人	2 人	1 ～ 78,000	78,001 ～ 205,800	205,801 ～
	2 人	1 人	1 ～ 88,200	88,201 ～ 218,400	218,401 ～
	3 人	0 人	1 ～ 98,400	98,401 ～ 231,000	231,001 ～
4 人	1 人	3 人	1 ～ 89,100	89,101 ～ 213,000	213,001 ～
	2 人	2 人	1 ～ 99,300	99,301 ～ 225,600	225,601 ～
	3 人	1 人	1 ～ 109,500	109,501 ～ 238,200	238,201 ～
	4 人	0 人	1 ～ 119,700	119,701 ～ 250,800	250,801 ～

市町村民税の所得割額は、父母及び扶養義務者（家計の主宰者）のすべての方の合計額です。

19 歳未満の扶養親族の数の合計が 5 人以上の場合はお問い合わせください。（表中の 19 歳未満の扶養親族の生年も前年度のものです。）

### イ表（補助区分と補助額（年額））

	1 人目園児	2 人目園児	3 人目以降園児		1 人目園児	2 人目園児	3 人目以降園児
	生計を一にしている世帯の兄弟から数えて 1 人目の園児	生計を一にしている世帯の兄弟から数えて 2 人目の園児	生計を一にしている世帯の兄弟から数えて 3 人目以降の園児		小学校 3 年生までの兄弟から数えて 1 人目の園児	小学校 3 年生までの兄弟から数えて 2 人目の園児	小学校 3 年生までの兄弟から数えて 3 人目以降の園児
①	308,000 円	308,000 円	308,000 円	④	62,200 円	185,000 円	308,000 円
②	272,000 円	308,000 円		⑤	補助対象となりません	154,000 円	
③	187,200 円	247,000 円					

①～③は「生計を一にしている（\*）世帯の兄弟から数えて…」  
④～⑤は「同一世帯の小学校 3 年生から数えて…」と、何人目の園児にあたるか数える際の条件が異なりますのでご注意ください。

（\*）生計を一にしているとは…

同居をしていなくても（勤務・就学などで別居していても）余暇には起居を共にしている場合や、生活費・学費などの送金が行われており、かつ保護者に監護されている者、または監護されていた者（未成年時に保護者が監護していた者）